

政務調査費収支報告書に領収書添付を義務づけている／義務づけを決めた  
都道府県・政令市

2007.3.28現在

	都道府県	領収書添付 の施行	これから施行	領収書添付の範囲
1	北海道	06年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
2	岩手県	03年5月～		全部の支出につき添付
3	宮城県	04年4月～		全部の支出につき添付
4	秋田県		07年5月～	1件5万円以上
5	新潟県		07年4月～	全部の支出につき添付
6	長野県	03年5月～		全部の支出につき添付
7	三重県		07年5月～	1件1万円以上
8	滋賀県	06年4月～		1件1万円以上
9	京都府	01年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
10	兵庫県		07年6月～	1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
11	和歌山県	05年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
12	鳥取県	04年4月～		全部の支出につき添付 代表監査委員に収支報告書とともに領収書の写し を提出
13	島根県		07年5月～	1件3万円以上
14	山口県	06年4月～		1件5万円以上
15	高知県	01年4月～		食糧費 1件につき5千円以上 委託料 1件10万円以上

	政令市	領収書添付 の施行	これから施行	領収書添付の範囲
1	札幌市	05年4月～		1件5万円以上 人件費を除 →08年交付分からは全部の支出につき添付
2	さいたま市	04年7月～		1件5万円以上 人件費を除く
3	川崎市		07年5月～	1件5万円以上
4	(新潟市)		07年5月～	全部の支出につき添付
5	静岡市	03年4月～		全部の支出につき添付
6	(浜松市)	01年4月～		全部の支出につき添付
7	京都市	05年4月～		1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く
8	大阪市	06年4月～		1件5万円以上
9	広島市	06年4月～		1件5万円以上 事務所費・人件費を除く
10	福岡市	04年4月～		1件5万円以上(議員交付分のみ)
11	北九州市		07年4月～	1件5万円以上

※新潟市・浜松市は07年4月1日より政令市

色かけの3府県4市については、全国市民オンブズマンが支出状況不明率を算出(05年度分)

	領収書 添付割合	非添付率
京都府	15.4%	84.6%
和歌山県	9.9%	90.1%
高知県	1.7%	98.3%
札幌市	36.3%	63.7%
さいたま市	34.9%	65.1%
京都市	22.7%	77.3%
福岡市	18.3%	81.7%
平均	22.2	77.8%